菊花 華麗に咲き乱れる

審査員賞に初出展の川野さん

十一月二日、三日、月潟村公民館と月潟村菊花会（会長白倉三平氏）による第十八回村菊花展が、月潟村農協梨選果場で開催されました。

会場には、白、黄、オレンジなどの花がところ狭しと咲き乱れ訪れた人たちの目を楽しませていました。

今回は、会員ら十九人が出展され、指定花、一般競技花の厚、管もののほか、小造り懸崖、盆栽など九種目、二百六十五鉢と近年にない多くの出展があり、いずれも丹精込めて育て上げた逸品ぞろいの中で、新潟市在住の後藤信雄さんにより審査が行われ、審査員賞には、東長島の川野正義さんが初出展で見事獲得されました。

成績は左記のとおりです。

（敬称略）

総合優勝　野内ミヨ
総合準優勝　野内銀松
総合三位　山田廣市
競技花優勝　山田廣市
審査員賞　川野正義

犯罪捜査にご協力を

最近の犯罪は、幼児などを対象とした誘拐事件でもみられるように、交速交通網の整備等、急速な社会情勢の変化から悪質化・広域化・スピード化していて、警察の捜査活動は年々難しい状況に直面しています。

警察では、この情勢の変化に対応していくために、みなさんのご理解・ご協力が必要であります。

◇犯罪について知っていることは、どんなことでも積極的に通報を！

◇被害に遭ったときは、必ず届け出を！

◇聞き込み捜査にご協力を！

◇指名手配犯人の検挙にご協力を！

特に右記の指名手配犯人検挙については、十一月中全国一斉にこれらの犯人の中で特に凶悪な犯罪を行ったものをリストアップし、追跡捜査を行い、犯罪者の検挙を図ることとしています。みなさんのご協力をお願いします。

月潟村ゴルフクラブ案内

最近よくゴルフブームという言葉を耳にします。テレビでも、どこかで必ずゴルフの放送をしていて、これがまた高視聴率というから驚きます。

月潟村でも、二年も前からゴルフを愛好し、心身の健康を目的に月潟村ゴルフクラブが結成されています。会員は、月潟村に籍を置く人から組織されていて、現在では三十三人（男二十七人、女六人）までになっています。

「ゴルフはあくまでも個人でやるものだけに、個人の性格に影響される面が多くある。それだけに、老若男女が自分のペースで有効に楽しめるスポーツである」と会員の人は話してくれました。

クラブを握り、広大なグリーンに出てみたい人、ゴルフを始めたばかりの人でも、ゴルフが好きな人なら誰でも結構です。左記で役員を紹介しますので、お気軽にご連絡してください。お待ちしております。

会長　入沢　菊蔵
副会長　青柳　敏郎
理事　植村　脩
理事　登石　修也
理事　青柳　一郎
会計　関根　真一

※年二回のクラブ杯コンペが行われます。今回は去る十月五日(木)、新潟カントリー倶楽部で、第四回秋の大会が行われたばかりです。

―写真は昨年のものです――

公民館ニュース

秋風さわやか ペダルはかろやか

（遠乗りサイクリング 護摩堂山）

十月十日の体育の日、公民館と村自転車業組合共催による恒例の村民秋季遠乗りサイクリングが、護摩堂山までの約十キロのコースで行われ、久しぶりに晴れ上がった秋空の下、小学生ら八十人が参加しました。

今回のサイクリング指導は「踏み切りの正しい横断の仕方」をテーマにして行われ、信越本線の踏み切りで、自転車業組合の人からの指導により、踏み切りの手前で自転車を降り、左右の安全を確認したのち、踏み切りを渡ることの体験をしました。

到着後、あじさいの里で知られる護麻堂山を全員で登山。遠くにあっては、雪化粧した飯豊連峰の山々を、近くでは県庁や佐渡、弥彦山を眺めつつ、味覚の秋を満喫しているかのようにオニギリをパクついている姿が印象的でした。

自転車による事故が多発しています。安全運転に心がけましょう。

秋の太公望も小林さん

村民ふな釣大会

去る九月十七日、貝柄下げで秋季村民ふな釣大会が行われ、前回と同じく小林幹博さんが優勝されました。

成績は左記のとおりです。

（敬称略）

優勝　小林　幹博（二千三百三十グラム）
準優勝　神林　戦時（千六百六十グラム）
三位　児玉　春雄（千六百グラム）
大物賞　五十嵐三治（二五・二センチ）
特別賞　滝沢末三郎（ミゴイ）

秋の環境美化運動

老人クラブ員の人たちによって、十月三十一日の早朝、村内主要道路沿いに〝ポイ捨て〟されている空き缶拾いの奉仕活動をしていただきました。

道路に捨てられた空き缶は、交通事故の原因になるだけでなく、道路沿いの田畑に入って農作業に支障を与えたり、環境美化上大変な迷惑をかけます。

せっかく老人クラブ員の人がキレイにしてくれた道路を、汚さないように、ご協力をお願いします。

早朝よりご協力を頂きましたみなさん、大変ご苦労様でした。

農業用軽油引取税免税証の交付について（お知らせ）

巻財務事務所では、農業用機械に使用する軽油の免税証の交付申請を左記により受け付けますのでお知らせします。

なお、交付に際しては、春と秋の一年分をまとめ交付することとしていますので、間違いのないように申請してください。

記

1、日　程

㈠共同申請をする人は、農協または軽油販売業者で取りまとめることとしていますので、平成二年一月十二日(金)までに提出してください。

㈡個人申請をする人は、平成二年三月の毎週金曜日午後一時三十分～午後三時まで、当事務所で受け付けします。（三月三十日は除く）

2、手続きに必要なもの

㈠下記の表を参考にして、用意してください。

	初めて申請する人	既に使用者証の交付を受けている人	登録してある機械を変えた人及び機械を追加する人	個人から共同に変わる人	共同から個人に変わる人
機械所有証明書又は販売証明書	○		○		○
耕作面積証明書	○	○	○	○	○
免税軽油使用者証		○	○	○	○
印鑑	○	○	○	○	○

注・○印のものを持参してください。

・受託耕作を行う人は、右記のほかに左記のものが必要です。

（農作業受委託承諾書、委託者の耕作面積証明書）

・申請書の用紙は当事務所に備えてあります。

※不明な点は、巻財務事務所☎0256（72）5111まで